

～年金受給者の皆さまへ～

年金定時支払のお知らせ

**令和 4年 6月 定時支払分（令和 3年12月～令和 4年 5月分）の振込
予定日は、令和 4年 6月 1日（水）**です。

この定時支払に係る「年金支払のお知らせ」は、令和 4年 5月30日（月）に支払い業務を委託している住友生命から発送する予定です。

※指定口座への入金時間は、金融機関により異なることから、午前中にお引き出しできない場合がありますので、ご了承ください。

老齢給付金について

- 老齢給付金は、年2回（6月・12月）の各1日の支給となります。（1日が非営業日の場合は翌営業日）
- 老齢給付金は、「雑所得」として所得税の対象となります。
- 老齢給付金は、「扶養親族等申告書」の提出が適用されませんので、年金の支給時に一律で源泉徴収（支給額の7.6575%）をしております。
この源泉徴収税の還付等の手続きは、翌年1月に「公的年金等の源泉徴収票」を送付いたしますので、確定申告によりご精算ください。

*住所、送金先の金融機関を変更する場合は、届出書をお送りいたしますので、当企業年金基金へご連絡ください。

【次回の年金定時支払は令和 4年12月 1日（木） 予定です。】

◇ゆうちょ銀行をご指定されている方へ

システムの都合により、ゆうちょ銀行の通帳に印字される振込名義が以下のとおりに変更となりましたので、ご注意ください。

（従来）スミトモセイメイホケンキギョウネンキンキキン

→ （変更後）スミトモセイメイホケン

<お問合せ先>

TEL：03-3560-7017（平日 午前9時～午後5時）